

○名古屋大学原子力委員会規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 17 号)

改正 平成 17 年 3 月 22 日規程第 353 号 平成 17 年 7 月 25 日規程第 16 号
平成 18 年 2 月 27 日通則第 6 号(題名改正) 平成 19 年 3 月 28 日規程第 106 号
平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号 平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号
平成 29 年 3 月 30 日規程第 136 号 平成 30 年 2 月 20 日規程第 100 号
令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 75 号 令和 4 年 4 月 1 日名大規程第 2 号

(設置)

第 1 条 名古屋大学における原子力の研究，教育及び利用について協力体制を推進し，併せてその安全を確保するため，原子力委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究科(大学院国際開発研究科及び大学院多元数理科学研究科を除く。)，附置研究所，医学部附属病院，アイソトープ総合センター及び総合保健体育科学センターの教授又は准教授各 1 名
- 二 放射線安全委員会の委員長
- 三 核燃料物質管理委員会の委員長

2 前項第 1 号の委員は，総長が任命する。

(任期)

第 3 条 前条第 2 項の委員の任期は，2 年とする。ただし，再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは，その都度補充する。この場合における委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に，委員長を置き，第 2 条第 1 項第 1 号の委員のうちから互選する。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

(招集の請求)

第 5 条 委員長は，委員 2 名以上の要求があるとき，又は放射線安全委員会若しくは核燃料物質管理委員会の要求があるとき，その他必要があると認めるときは，委員会を招集する。

(定足数)

第 6 条 委員会は，第 2 条第 1 項第 1 号の委員の 3 分の 2 以上を含む委員の過半数の出席によって成立し，議事は，出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは，委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

(放射線安全委員会及び核燃料物質管理委員会)

第 8 条 委員会には、原子力の安全性を確保するため、適当な研究者をもって組織する放射線安全委員会及び核燃料物質管理委員会を置く。

2 原子力の研究、教育又は利用に当たる者は、その安全性を確保するために必要があると認めるときは、放射線安全委員会又は核燃料物質管理委員会の意見を求めなければならない。

3 放射線安全委員会及び核燃料物質管理委員会は、前項に規定するもののほか、随時、総長その他の関係機関の諮問に応ずるものとする。

4 放射線安全委員会及び核燃料物質管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第 9 条 この規程の改正は、第 2 条第 1 項第 1 号の委員の 3 分の 2 以上の出席する委員会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て発議することを必要とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、研究戦略部研究安全管理課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、総長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 10 月 1 日以降最初の任命に係る第 2 条第 1 項第 1 号に規定する宇宙地球環境研究所の委員の任期は、第 3 条本文の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日規程第 353 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 25 日規程第 16 号)

この規程は、平成 17 年 7 月 25 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 27 日通則第 6 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日規程第 106 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日規程第 136 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 20 日規程第 100 号)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初の任命に係る委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 75 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日名大規程第 2 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。